

「県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」 (第7期)の策定について(概要)

1 目的

「県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」は、林業労働力の確保の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、県の自然的、経済的、社会的条件等の実情に応じた事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化の在り方、施策の方向等を明らかにするために、国が定める「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に即して知事が定めるもの。

2 背景、必要性

- (1) 本県の林業を取り巻く現状や林業事業体のニーズを把握しながら、本県にふさわしい人材育成の在り方を検討した上で、育成する人材像や林業担い手の確保・育成に係る基本的な方向として、令和5年9月に「鹿児島県林業担い手の確保・育成に係る施策の方針」をとりまとめ。
- (2) 令和5年12月、「施策の方針」を踏まえ、林業大学校の設置に関する具体的な内容を定めた「林業大学校の設置に係る基本計画」を策定。
- (3) 国は、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を令和4年10月に変更。
- (4) 現行計画(計画期間:令和3年度~令和7年度)策定後の林業をめぐる情勢の変化や課題に対応するため、内容の見直しが必要であることから、現行計画を1年前倒しして新たな計画を策定。

3 策定の基本的な考え方

- (1) 計画策定後の林業を取り巻く情勢の変化や課題に対応し、今後の本県の林業労働力対策の基本的な方向性等を示す。
 - (2) 計画の目標、施策の展開は、国の「森林・林業基本計画」、「森林資源の循環利用の促進に関するかごしま県民条例」及び「県森林・林業振興基本計画」を踏まえたものとする。
- ※ 本計画における「林業労働力」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業に従事する林業の担い手をいう。

4 計画策定の時期

令和7年3月

5 計画期間

令和7年度から令和10年度
(県森林・林業振興基本計画の目標年度に合わせて4箇年の計画とする)

6 計画の内容

国の基本方針に基づき、以下の事項について定める。

- 第1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 第2 林業労働力の確保の促進に関する方針
- 第3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化の促進に関する事項
- 第4 新規就業者等の林業技術の習得及び就業の円滑化に関する事項
- 第5 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

7 計画策定の方法

- (1) **関係者の意見の聴取**
林業関係団体、森林管理署及び鹿児島大学の意見を踏まえ、計画案を策定
- (2) **パブコメ**
広く県民の意見を聴くため、県ホームページに計画案を掲載し、パブリックコメントを実施